

# 子育て・教育

## 赤ちゃん・子供

### ■妊娠したとき・お子さんが生まれてから

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

妊娠かなと思ったら早めに受診し、窓口で母子健康手帳の交付を受けてください。  
また、妊婦の健康と安全な出産のため、各種事業を実施しています。

種類	内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。手帳は、妊娠・出産・育児に関する健康記録を保存し、また、出生届、予防接種や健診等の際に必要です。交付時に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてお知らせします。最寄りの担当窓口にお越しください。(代理の方でも可)
マタニティスクール	妊婦とその夫、援助者を対象に、マタニティスクールを開催しています。妊娠中の栄養や体操・口腔衛生・母乳育児・お産に備えての準備などを学びます。マタニティスクールの間、お子さんの保育を希望される方は、開催日の10日前までにご連絡ください。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
パパママ教室	これからパパとママになる方を対象に、パパママ教室を開催しています。親となるための心構え、パパの妊婦体験、赤ちゃんの育て方やお風呂の入れ方などを学習します。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
妊婦訪問	妊婦には希望や必要に応じ、助産師又は保健師による訪問を行っています。 ご希望の方は、最寄りの担当窓口までご連絡ください。

お母さんの健康と、お子さんの健やかな成長のため、次のような事業を実施しています。

種類	内容
養育支援訪問事業	出産後おおむね1年以内で養育者が体調不良等のため、家事や育児が困難で昼間の支援者がいないなどで養育支援が必要であると判断した家庭に対しヘルパー等を派遣して支援を行います。詳しくは、子育て推進課 こども家庭係(☎5ページ参照)までお問い合わせください。
こんにちは赤ちゃん事業(産婦新生児訪問又は未熟児訪問)	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に助産師又は保健師等が訪問し、子育て情報の提供や相談に応じます(無料)。詳しくは最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※体重2,500g未満の赤ちゃんが生まれた場合は「低体重児出生届」を提出してください。
産後ケア	出産後(退院後)1か月以内の母親と赤ちゃんに対して、育児や身体の回復に心配がある場合などに、助産所でおおむね7日間まで24時間体制のお世話が受けられます。(自己負担あり)
すくすく教室	すくすく教室では、育児方法や離乳食の進め方などを学びます。対象者は初めて親になった方で、生後2～5か月の赤ちゃんとその保護者です。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。

### ■健康診査・育児相談

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

お子さんの健やかな成長のため、次のとおり乳幼児健康診査と乳幼児相談を実施しています。  
日時や実施場所等は、対象者に個別通知します。

種類	内容
乳幼児健診	◇4か月児健診 ◇6～7か月児健診 ◇1歳6か月児健診(歯科健康診査も行います。) ◇3歳6か月児健診(歯科健康診査と視力、聴覚のアンケートも行います。)
乳幼児相談	◇10～12か月児相談 ◇2歳児相談 ◇5歳児アンケート

### ■予防接種

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

各種予防接種のご案内は、対象者に個別通知しています。  
なお、田辺市に転入されたお子さんで、まだ受けていない予防接種がある場合は、お子さんの母子健康手帳をご確認の上、担当窓口までご連絡ください。  
また、市内で受けられない場合は、担当窓口までお問い合わせください。

### ■不妊治療費助成事業

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要した費用を年度につき50,000円を上限に助成します。対象となる方の要件等、詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用を助成します。和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成を受けた田辺市民の方が対象となります。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

### ■未熟児養育医療の給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係・庶務係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市・国が負担する制度です。未熟児養育医療を受けることができるのは、全国の指定医療機関での治療に限られます。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

## ■子供の医療費

【取扱い窓口・問合せ先 [☎4・7ページ参照](#)】

◇本庁舎：保険課 医療係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

種類	内容
子ども医療費助成制度	子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(36 ページ参照)
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない方等で、18 歳以下（その年齢に達した後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方、及びその子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(36 ページ参照)

## ■児童手当

【取扱い窓口・問合せ先 [☎4・7ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

家庭生活の安定と、次世代を担う児童の健全な育成のため、次のような手当の制度があります。

種類	内容	手続の方法や必要なもの		
児童手当	出生から中学校修了前（15 歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。所得制限がありますので、限度額を超えた場合は、特例給付となります。	出生や転入のときなど	認定請求	印鑑、金融機関の口座番号、健康保険被保険者証の写し、通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）
		第2子以降が出生した場合等	額改定請求（届）	
		転出等により受給要件が消滅したとき	受給事由消滅届	

※手続にはその他の書類が必要な場合もあります。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

## ■児童扶養手当

【取扱い窓口・問合せ先 [☎4・7ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

18 歳以下（一定の障害のある場合は 20 歳未満）の児童で、父又は母がいない家庭、若しくは父又は母が一定の障害の状態にある家庭などについて、その児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。

相談や手続等については、窓口までお問い合わせください。

## ■地域子育て支援センター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市地域子育て支援センター 愛あい（もとまち保育所内）（☎0739-22-9285）

◇田辺市地域子育て支援センター ちかの（ちかの保育園内）（☎0739-65-0204）

地域子育て支援センターは、子育てに関する相談、指導、情報の収集と提供、子育てサークルや子育てボランティア等の育成や支援などを行う施設です。また、センターでは年間を通して多彩な事業を開催しています。子育てに関する相談や事業などの詳細については、各センターまでお問い合わせください。

## ■ファミリーサポートセンター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市ファミリーサポートセンター きっずぱーく（☎0739-26-5486）

ファミリーサポートセンター事業は、子育てサポートをしてほしい方の要望に応じて、お手伝いできる方を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育て支援システムです。会員登録の方法や利用料金など詳細については、ファミリーサポートセンター「きっずぱーく」までお問い合わせください。

## ■児童館

【取扱い窓口・問合せ先】

◇芳養児童センター（☎0739-24-5485）

◇末広児童館（☎0739-23-1892）

◇天神児童館（☎0739-24-5323）

児童館では、学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子供の遊び場であり、安心できる居場所づくりに努めています。また、就学前の乳幼児と保護者が自由に集える場（フリースペースちびっこ）として、専用の部屋を設け、子育て支援も行っています。利用等の詳細については、各児童館までお問い合わせください。

## ■保育所

【取扱い窓口・問合せ先 [☎5・7ページ参照](#)】

◇市民総合センター：子育て推進課 保育係      ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

保育所は、児童の保護者及び同居の親族等が仕事や病気などの事情で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。田辺市には次のとおり、公立の保育所が 18、私立の保育所が 8 あります。

4 月からの入園は、前年の 10 月から 11 月にかけて申込みを受け付けます。年度途中の申込みは随時受け付けています。

保育料は、保護者の住民税額に応じて決まります。

入園申込み等の詳細については、窓口までお問い合わせください。

区分	保育所名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
公立	牟婁保育所	90 人	1 歳児から	江川 16-1	☎0739-22-3020
	みどり保育所	90 人	0 歳児から	末広町 7-22	☎0739-22-3246
	もとまち保育所	130 人	0 歳児から	天神崎 3-28	☎0739-24-6062
	はやざと保育所	60 人	0 歳児から	芳養町 1774-9	☎0739-25-0263
	稲成保育所	100 人	0 歳児から	稲成町 701-22	☎0739-24-4570
	日向保育所	90 人	1 歳児から	上芳養 992-1	☎0739-37-0014
	秋津川保育所	30 人	2 歳児から	秋津川 639	☎0739-36-0243
	湯ノ又保育園	20 人	2 歳児から	龍神村湯ノ又 200-3	☎0739-79-0120
	東保育園	40 人	2 歳児から	龍神村東 193	☎0739-78-0399
	柳瀬保育園	40 人	2 歳児から	龍神村柳瀬 18-4	☎0739-77-0914
	甲斐ノ川保育園	休園中			
	くりすがわ保育園	80 人	1 歳児から	中辺路町栗栖川 483-1	☎0739-64-0113
	ちかの保育園	30 人	1 歳児から	中辺路町近露 1181	☎0739-65-0204
	あゆかわ保育園	90 人	0 歳児から	鮎川 2596-1	☎0739-48-0153
	みかわ保育園	休園中			
	とみさと保育園	休園中			
	ひまわり保育園	30 人	2 歳児から	本宮町大居 3368	☎0735-43-0213
	たんぼぼ保育園	30 人	2 歳児から	本宮町耳打 490	☎0735-42-0323
	私立	いずみ保育園	90 人	0 歳児から	高雄三丁目 35-21
芳養保育所		70 人	0 歳児から	芳養松原一丁目 2-22	☎0739-22-3197
扇ヶ浜保育所		40 人	1 歳児から	上屋敷二丁目 14-25	☎0739-22-8451
会津保育所		120 人	0 歳児から	秋津町 206-4	☎0739-22-3021
あゆみ保育所		120 人	0 歳児から	文里二丁目 7-13	☎0739-22-6800
わんぱく保育所		80 人	0 歳児から	新庄町 2222-1	☎0739-81-2666
こどものへや保育園		90 人	0 歳児から	明洋二丁目 23-38	☎0739-25-2126
まるみ保育所	130 人	0 歳児から	中万呂 519-1	☎0739-33-9911	

## ■認定こども園

認定こども園とは、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

※1号（幼稚園部）の利用は、施設に直接申し込んでいただくことになります。2・3号（保育部）は、窓口までお問い合わせください。

区分	施設名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
私立	うえのやま学園 認定こども園	120人(幼) 60人(保)	0歳児から	古尾 17-1	☎ 0739-22-3751
	立正学園 認定こども園	90人(幼) 140人(保)		東陽 16-45	☎ 0739-22-6400

# 教育

## ■市立幼稚園

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】

◇市民総合センター：学校教育課 指導係

田辺市では、幼稚園を4園設置しています。入園できる幼児は、田辺市に在住する4歳児・5歳児です。通園区域は下表のとおりですが、定員に満たないときは隣接地域及びその他の地域からも入園できます。

入園手続については、各幼稚園又は学校教育課へお問い合わせください。なお、私立の幼稚園については、直接それぞれの園へお問い合わせください。

幼稚園名	住所	通園区域	隣接区域	問合せ先
新庄幼稚園	新庄町 1437	新庄小・新庄第二小学校区	東山・あけぼの・新万・南新万・朝日ヶ丘	☎ 0739-22-3826
三栖幼稚園	中三栖 147-5	三栖小・長野小学校区	上万呂・中万呂・下万呂・新万・朝日ヶ丘	☎ 0739-34-0104
上秋津幼稚園	上秋津 4524-4	上秋津小・長野小学校区	秋津町・秋津川	☎ 0739-35-0330
中芳養幼稚園	中芳養 1870-1	中芳養小学校区	芳養町・上芳養・稲成町	☎ 0739-24-0510

## ■市立小・中学校

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】

◇市民総合センター：学校教育課 学事係      ◇各教育事務所

新入学児・生徒には入学する日の2か月前までに入学通知書（就学通知書）をお届けします。次のようなときは、窓口又は入学する学校へ早めにお申し出ください。

◇入学通知書（就学通知書）が届かないとき

◇住所などに変更があったとき

◇病気などの理由で就学に差し支えるとき

◇国立、県立、私立学校等に入学するため、通知書で指定された市立学校に入学しないとき

◇特殊事情により就学校の変更を希望するとき

※就学すべき学校は住民基本台帳により指定したのですが、入学後実際と違った届けをしていたり、現住地でない校区の学校へ入学していたりすると、すぐ現住地の校区の学校に転入していただきます。

転入・転出などにより、小・中学校を変わる時は、次の手続をしてください。

種類	内容
他の市町村から田辺市へ転入するとき (市内で転校するときも同じです。)	①在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②市民課で転入（転居）手続をした後、①の書類をお持ちの上、市民総合センターの学校教育課又は各教育事務所までお越しください。そこで、転入学通知書を発行しますので、①の書類と一緒に転入する学校へ提出してください。
田辺市から他の市町村へ転出するとき	在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 新しく居住する市町村への転入手続のときにお持ちいただき、転校の手続を行ってください。

## ■就学者への支援

【取扱い窓口・問合せ先 9 ページ参照】

◇市民総合センター：学校教育課 学事係、教育総務課 庶務係 ◇各教育事務所

教育費についてお困りの家庭を援助する制度を次のとおり設けています。

区分	内容
私立幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況等に応じて保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が保育授業料を減免する場合に、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた交付金を設置者に交付し、保護者に還元する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等があります。詳しくは、学校教育課 学事係までお問い合わせください。
修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、高校等（専修学校含む）、大学等（短期大学含む）への修学が困難な者に奨学金を貸与する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等があります。 ※この他にも民間による奨学金制度があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、教育事務所までお問い合わせください。
通学費補助事業（小・中学生）	遠隔地通学児童生徒の負担を軽減するため、交通費を補助する制度です。 ※詳しくは、学校教育課 学事係、教育事務所までお問い合わせください。
高等学校通学費等助成金	御坊市以南の高等学校等への通学等に要する経費の一部を給付する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等の条件があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、教育事務所までお問い合わせください。
小中学校就学援助事業	経済的に困窮している世帯の児童生徒に学用品費、修学旅行費等の一部や学校給食費を支給する制度です。 ※受給できる保護者には所得等一定の基準があります。詳しくは、お子さんが通学している学校までお問い合わせください。
特別支援学校就学奨励費補助事業	県立の特別支援学校（盲・ろう・支援学校）に在籍している生徒の保護者に就学奨励費を補助する制度です。 ※詳しくは、教育総務課 庶務係までお問い合わせください。

## ■学童保育所

【取扱い窓口・問合せ先 5 ページ参照】

◇市民総合センター：子育て推進課 保育係

学童保育所は、保護者等が働いていたり、病気療養中などの理由で、学校から帰宅しても保護者等が家にいない児童が過ごす場所です。

現在、13の小学校区に学童保育所を設けています。入所等の手続については、窓口までお願いします。

区分	内容
対象児童	◇次の小学校に通う、小学校1年生から3年生までの児童 ※春・夏・冬休みの長期休暇のみ定員に空きがあれば、4年生以上の児童も利用できます。 田辺第三小学校…西部学童保育所 芳養小学校…芳養学童保育所 会津小学校…会津学童保育所 田辺東部小学校…ひがし学童保育所 田辺第二小学校…なんぶ学童保育所 三栖小学校…三栖学童保育所 稲成小学校…稲成学童保育所 上秋津小学校…上秋津学童保育所 田辺第一小学校…中部学童保育所 鮎川小学校…鮎川学童保育所 中芳養小学校…中芳養学童保育所 新庄小学校…わんぱく学童保育所 新庄第二小学校…新庄第二学童保育所 ※校区外通所の受付もしています。詳しくは、子育て推進課 保育係までお問い合わせください。 ※わんぱく学童保育所の入所等の手続については、直接わんぱく学童保育所にお問い合わせください。
保育時間	放課後～午後6時30分（午後5時以降は必ずお迎えが必要です。） ※春・夏・冬休み等の休校日は午前8時～午後6時30分
保育実施日	◇毎週月～土（日、祝、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業日です。） ※第3土以外の土は、ひがし学童保育所のみ開所。別料金（月額1,800円）が必要ですが、市内の学童保育所に在籍している児童が利用できます。
保育料	月額8,000円。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目から半額 ※所得に応じた、減免措置があります。
申込み	◇4月からの入所…前年の10～12月にかけて受け付けます。 ◇途中からの入所…随時受け付けます。（定員に空きのない場合、お待ちいただくことになります。）

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙